

総務省行政管理局説明資料

- 行政不服審査法
- 行政手続法
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の概要

1 法律の趣旨

行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするもの（法第1条）

- （注）1 行政手続法は処分前の手続、行政不服審査法は処分後の手続を規律しており、両者が相まって行政の適正な運営を確保。
- 2 裁判手続と比較して、①簡易迅速性、②処分の適法性だけでなく、処分の当・不当も対象になることが特色。
 - 3 法令に基づく処分のみならず、条例に基づき地方公共団体が行う処分も不服申立ての対象。

2 一般概括主義

（1）一般概括主義の採用

- ① 処分に不服がある者は、原則として審議請求又は異議申立てが可能（法第4条）
- ② 事実行為のうち、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するものは処分と同じ扱い（法第2条第1項）
- ③ 行政庁の不作為についても、原則として審議請求又は異議申立てが可能（法第7条）

※ 不作為～行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと（法第2条第2項）

（2）一般概括主義の適用除外（法第4条第1項第1号～第11号）

- ① 本来の行政主体以外の機関によって、慎重な手続で行われるもの（国会、議会、裁判所が行う処分等）
- ② 他の独自の手続によって処理するのが適当なもの（刑事事件に関する法令、国税犯則事件に関する法令の基づく処分等）
- ③ 当該処分の性格上、行政不服審査法の手続によらしめるのが適当でないもの（学

校、刑務所における処分、人の学識技能に関する試験結果についての処分、外国人の出入国は帰化に関する処分)

3 不服申立ての種類

(1) 審査請求 (法第5条)

- ① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁があるとき
- ② ①以外の場合で、法律、条例に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき

(2) 異議申立て (法第6条)

- ① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁がないとき ((1)―②に該当する場合を除く)
- ② 処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき ((1)―②に該当する場合を除く)
- ③ ①、②以外の場合で法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき

(3) 再審査請求 (法第8条)

- ① 法律、条例に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき
- ② 審査請求できる処分の権限委任が行われた場合で、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき

4 不服申立ての期間

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(異議申立て前置の場合又は再審査請求の場合は、決定又は裁決を知った日の翌日からそれぞれ起算して30日以内)(法第14条、第45条)

5 不服申立ての処理

(1) 原則として書面審理(審査請求人等から申立てがあれば口頭での意見陳述の機会を付与)を経て、裁決(異議申立ての場合は決定)を行う。(法第25条、第40条、第47条)

(2) 裁決(決定)の種類(法第40条、第47条)

- ① 却下(審査請求又は異議申立てが法定期間経過後にされたものであるときその他不適法であるとき)
- ② 棄却(審査請求又は異議申立てに理由がないとき)

③ 容認 (⇒原処分の一部又は全部の撤廃 (の命令))

なお、不作為に対する異議申立ての場合 (法第50条) は、

① 当該申立てが不適法の場合は、当該申立てを却下し、

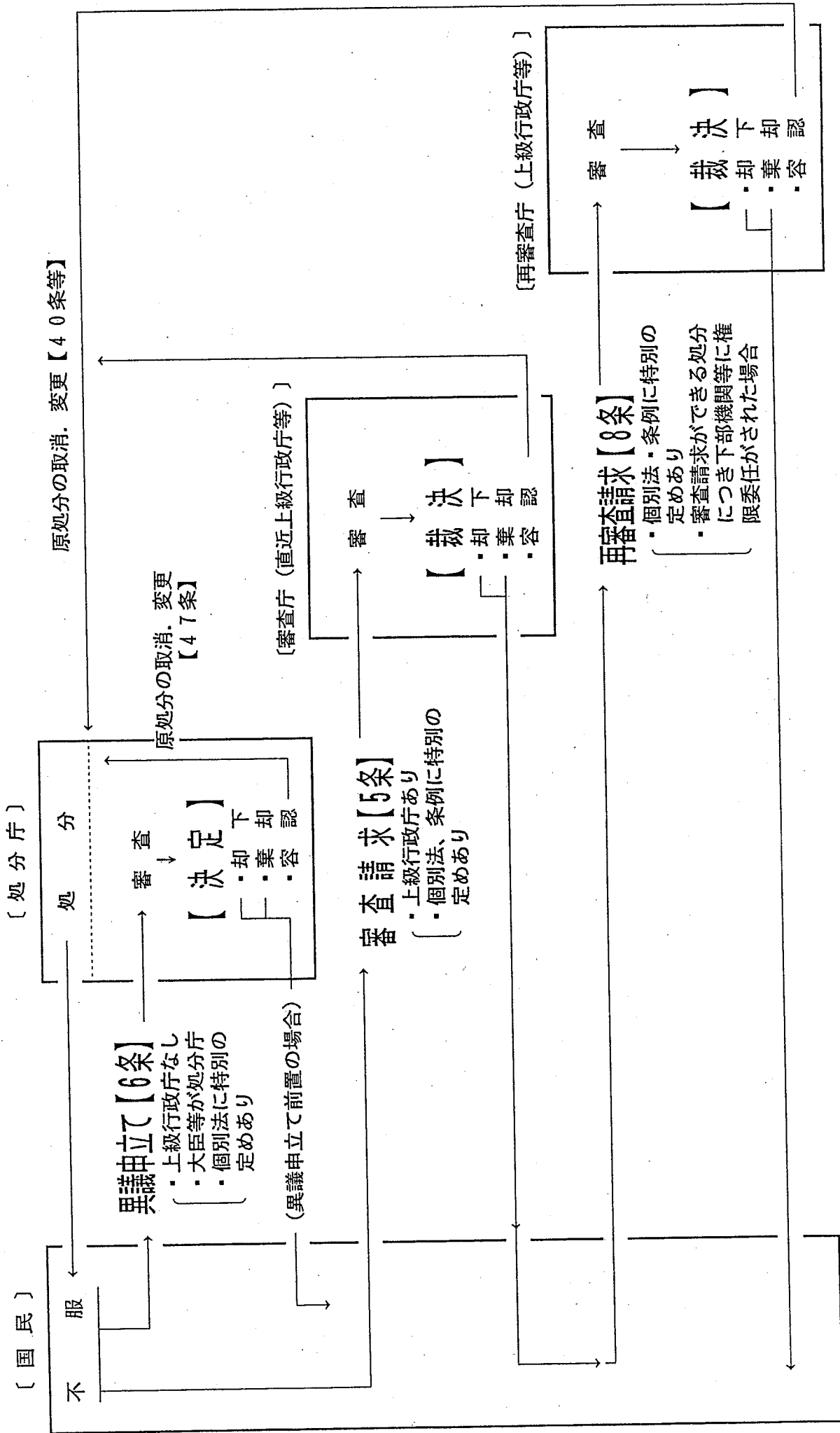
② ①以外の場合は、申立てのあった日の翌日から起算して20日以内に、申請に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

6 教示

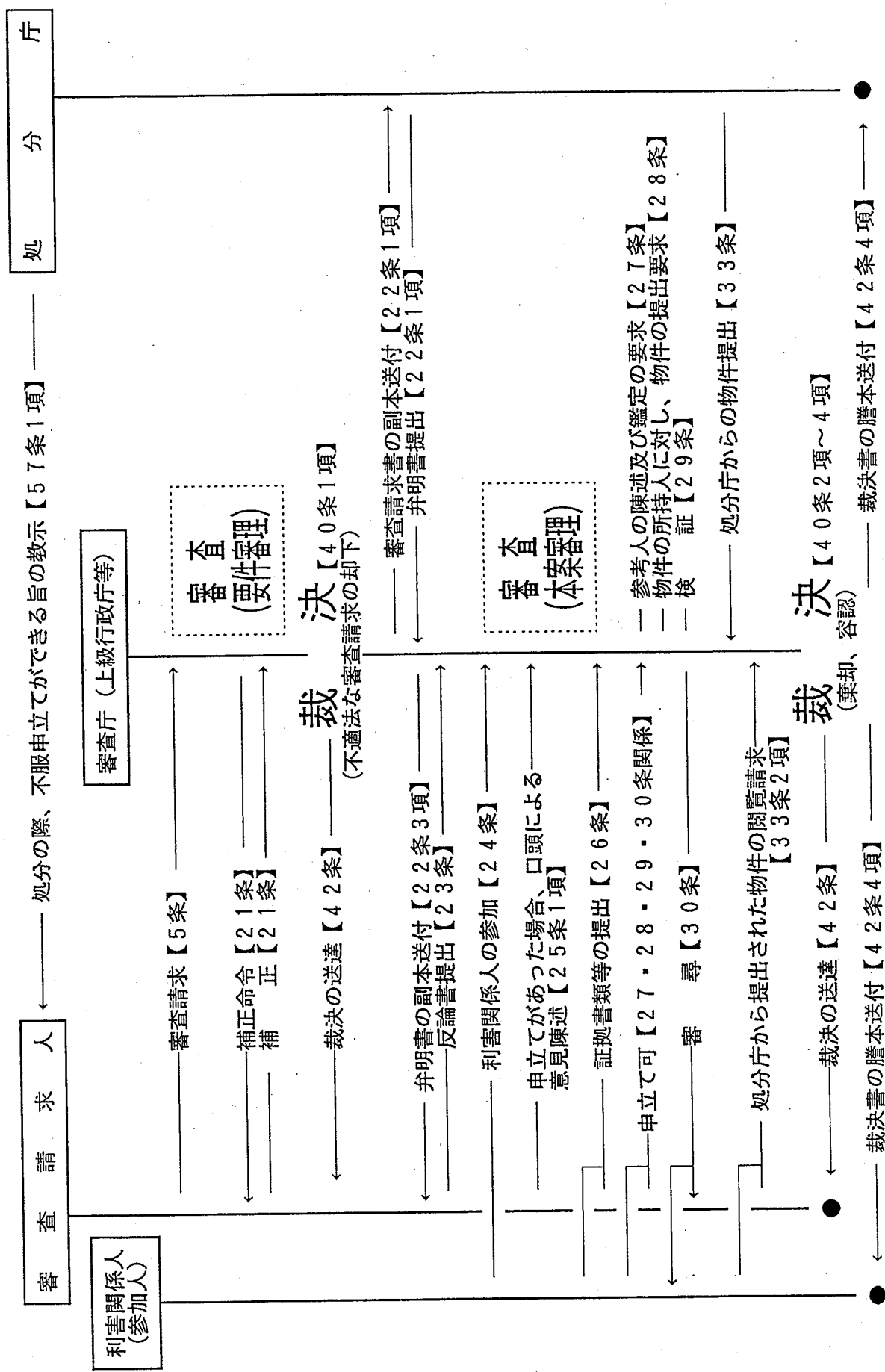
審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を書面である場合には、行政庁はその相手方に対し、①当該処分につき不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁、及び②不服申立て期間を教示しなければならない。(法第57条第1項)

【図1】

不服申立ての種類（処分の場合）



【図2】 不服申立てフロー図（処分についての審査請求の場合）



行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果（概要）

— 国の行政機関における状況 —

平成 8 年 2 月 9 日

総務庁行政管理局

【制度の目的】

行政不服審査法及びその他の不服申立て制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為等に関し、国民に対して広く不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするもの。

【制度の概要】

● 行政不服審査法に基づくもの

行政不服審査法による不服申立ては、審査請求、異議申立て、再審査請求の 3 種類が定められている。行政庁の処分又は不作為について行うものにあつては審査請求又は異議申立てとし異議申立てをすることができるときは、異議申立ての決定を経た後に審査請求をすることとしている（法第 3 条、第 20 条）。また、審査請求の裁決を経た後さらに行うものにあつては再審査請求としている（法第 3 条）。それぞれ以下の区分によりできることとなっている。

ア 審査請求（法第 5 条）

① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁があるとき（処分庁又は不作為庁が主任の大臣又は外局等の長でないときに限る。）

② ①以外の場合で、法律又は条例に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき

イ 異議申立て（法第 6 条）

① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁がないとき（上記アの②に該当するときは、法律に特別の定めがある場合に限る。）

② 処分庁又は不作為庁が主任の大臣又は外局等の長であるとき（上記アの②に該当するときは、法律に特別の定めがある場合に限る。）

③ ①、②以外の場合で法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき

ウ 再審査請求（法第 8 条）

① 法律又は条例に再審査請求ができる旨の定めがあるとき

② 審査請求ができる処分の権限委任が行われた場合で、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき

また、不服申立てがあつた場合には、原則として書面による審理（不服申立てをした者からの申立てがあれば口頭での意見陳述の機会を付与）を経て、裁決（異議申立ての場合には決定）を行う（法第 25 条、40 条、47 条、51 条、56 条）。裁決（決定）の種類は以下のとおりである。

ア 却下：不服申立てが法定期間経過後にされたものであるときその他不適法であるとき

イ 棄却：不服申立てに理由がないとき

ウ 容認：不服申立てに理由があるとき

● 行政不服審査法に基づかないもの

行政庁の処分又は公権力の行使に当たる行為等に関する不服申立てについては、いわゆる行政審判等個別法において全く独自の制度を設けている場合があり、また、契約行為のように行政不服審査法の対象とならないような行政機関の行為についても不服申立て制度を設けている場合がある。

いずれも行政不服審査法に基づかないものとして位置づけられるものである。

【調査結果の概要】

● 調査対象機関 国の全行政機関（地方支分部局等も含む。）

● 調査対象期間 平成6年度（平成6年4月1日～平成7年3月31日）

● 不服申立て状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 11,713件

（内訳：異議申立て6,580件、審査請求4,446件、再審査請求687件）

〔例〕 国税通則法関係8,952件、労働者災害補償保険法関係1,249件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 23,865件

〔例〕 工業所有権関係 23,613件

● 不服申立ての処理状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 10,835件

（内訳：異議申立て5,264件、審査請求5,125件、再審査請求446件）

処理の区分別内訳：容認1,140件（11％）、棄却7,577件（70％）、

却下1,023件（9％）、その他1,095件（10％）

〔容認の例〕 国税通則法関係908件、労働者災害補償保険法関係162件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 25,460件

処理の区分別内訳：容認19,242件（76％）、棄却5,433件（21％）、

却下772件（3％）、その他13件（0％）

〔容認の例〕 工業所有権関係19,217件

不服申立ての概況（平成6年度）

（単位：件）

区分	前年度 繰入件数	不服申 立て件 数	処 理					取 下 件 数	次 年 度 繰 越 件 数	
			件 数	却 下	棄 却	容 認	そ の 他			
総件数	144,471	35,578	36,295 (100)	1,795 (5)	13,010 (36)	20,382 (56)	1,108 (3)	4,507	139,247	
行政不服 審査法	異議申 立て	2,347	6,580	5,264 (100)	619 (12)	4,127 (78)	517 (10)	1 (0)	1,592	2,071
	審 査 請 求	66,236	4,446	5,125 (100)	365 (7)	3,094 (60)	572 (11)	1,094 (21)	525	65,032
	再審査 請求	1,358	687	446 (100)	39 (9)	356 (80)	51 (11)	0 (0)	90	1,509
	計	69,941	11,713	10,835 (100)	1,023 (9)	7,577 (70)	1,140 (11)	1,095 (10)	2,207	68,612
そ の 他	74,530	23,865	25,460 (100)	772 (3)	5,433 (21)	19,242 (76)	13 (0)	2,300	70,635	

（注）1 平成6年度のそれぞれの件数を調査したものであり、不服申立て件数は、処理件数及び取下げ件数の合計と対応関係にはないことから、不服申立て件数は、処分件数及び取下げ件数の合計とは一致しない。

なお、前年度繰入件数及び不服申立て件数の合計が、処理件数、取下げ件数及び次年度繰越件数の合計と一致する。

2 () 書きは、処理を100とした場合の指数である。

行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果（概要）

—地方公共団体における状況—

平成 8 年 6 月 2 6 日

総務庁行政管理局

【制度の目的】

行政不服審査法及びその他の不服申立て制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為等に関し、国民に対して広く不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするもの。

【制度の概要】

● 行政不服審査法に基づくもの

行政不服審査法による不服申立ては、審査請求、異議申立て、再審査請求の3種類が定められている。行政庁の処分又は不作為について行うものにあつては審査請求又は異議申立てとし、異議申立てをすることができるときは、異議申立ての決定を経た後に審査請求をすることとしている（法第3条、第20条）。また、審査請求の裁決を経た後さらに行うものにあつては再審査請求としている（法第3条）。それぞれ以下の区分によりできることとなっている。

ア 審査請求（法第5条）

- ① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁があるとき（処分庁又は不作為庁が主任の大臣又は外局等の長でないときに限る。）
- ② ①以外の場合で、法律又は条例に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき

イ 異議申立て（法第6条）

- ① 処分庁又は不作為庁に上級行政庁がないとき（上記アの②に該当するときは、法律に特別の定めがある場合に限る。）
- ② 処分庁又は不作為庁が主任の大臣又は外局等の長であるとき（上記アの②に該当するときは、法律に特別の定めがある場合に限る。）
- ③ ①、②以外の場合で法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき

ウ 再審査請求（法第8条）

- ① 法律又は条例に再審査請求ができる旨の定めがあるとき
- ② 審査請求ができる処分の権限委任が行われた場合で、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき

また、不服申立てがあつた場合には、原則として書面による審理（不服申立てをした者からの申立てがあれば口頭での意見陳述の機会を付与）を経て、裁決（異議申立ての場合には決定）を行う（法第25条、40条、47条、51条、56条）。裁決（決定）の種類は以下のとおりである。

- ア 却下：不服申立てが法定期間経過後にされたものであるときその他不適法であるとき
- イ 棄却：不服申立てに理由がないとき
- ウ 容認：不服申立てに理由があるとき

● 行政不服審査法に基づかないもの

行政庁の処分又は公権力の行使に当たる行為等に関する不服申立てについては、いわゆる行政審判等個別法において全く独自の制度を設けている場合があり、また、契約行為のように行政不服審査法の対象とならないような行政機関の行為についても不服申立て制度を設けている場合がある。

いずれも行政不服審査法に基づかないものとして位置づけられるものである。

【調査結果の概要】

● 調査対象機関 都道府県、政令指定都市及び県庁所在市

● 調査対象期間 平成6年度（平成6年4月1日～平成7年3月31日）

● 調査結果

1 都道府県

(1) 不服申立て状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 4,109件

（うち、法令に基づく処分関係3,035件、条例に基づく処分関係1,074件）

・不服申立て区分別内訳

① 異議申立て 436件

（うち、法令に基づく処分関係286件、条例に基づく処分関係150件）

〔例〕 道路交通法関係140件、情報公開条例関係（公文書公開を含む。以下同じ。）92件

② 審査請求 3,672件

（うち、法令に基づく処分関係2,748件、条例に基づく処分関係924件）

〔例〕 社会保険関係（健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法関係のものをいう。以下同じ。）1,490件、都道府県税条例関係922件

③ 再審査請求 1件

（法令に基づく処分関係1件）

イ 行政不服審査法に基づかないもの 16件

〔例〕 公職選挙法関係7件

(2) 不服申立ての処理状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 2,418件

（うち、法令に基づく処分関係1,989件、条例に基づく処分関係429件）

・不服申立て区分別内訳

① 異議申立て 273件

（うち、法令に基づく処分関係221件、条例に基づく処分関係52件）

② 審査請求 2,144件

（うち、法令に基づく処分関係1,767件、条例に基づく処分関係377件）

③ 再審査請求 1件

(法令に基づく処分関係1件)

・処理の区分別内訳：容認450件(19%)、棄却1,619件(67%)、
却下346件(14%)、その他3件(0%)

[容認の例] 地方公務員法関係199件、社会保険関係181件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 108件

・処理の区分別内訳：棄却102件(94%)、却下6件(6%)

2 政令指定都市

(1) 不服申立て状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 443件

(うち、法令に基づく処分関係139件、条例に基づく処分関係304件)

・不服申立て区分別内訳

① 異議申立て 148件

(うち、法令に基づく処分関係45件、条例に基づく処分関係103件)

[例] 情報公開条例関係84件、公害健康被害の補償等に関する法律関係40件

② 審査請求 295件

(うち、法令に基づく処分関係94件、条例に基づく処分関係201件)

[例] 市税条例関係195件、建築基準法関係43件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 9,503件

[例] 市税条例関係9,503件

(2) 不服申立ての処理状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 302件

(うち、法令に基づく処分関係115件、条例に基づく処分関係187件)

・不服申立て区分別内訳

① 異議申立て 118件

(うち、法令に基づく処分関係38件、条例に基づく処分関係80件)

② 審査請求 184件

(うち、法令に基づく処分関係77件、条例に基づく処分関係107件)

・処理の区分別内訳：容認53件(18%)、棄却154件(51%)、
却下95件(31%)

[容認の例] 情報公開条例関係40件、公害健康被害の補償等に関する法律関係10
件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 3,903件

・処理の区分別内訳：容認205件(5%)、棄却3,339件(86%)、
却下359件(9%)

[容認の例] 市税条例関係205件

3 県庁所在市

(1) 不服申立て状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 48件

(うち、法令に基づく処分関係13件、条例に基づく処分関係35件)

・処理の区分別内訳

① 異議申立て 31件

(条例に基づく処分関係31件)

[例] 市税条例関係21件、情報公開条例関係9件

② 審査請求 17件

(うち、法令に基づく処分関係13件、条例に基づく処分関係4件)

[例] 建築基準法関係7件、土地区画整理法関係3件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 1,509件

[例] 市税条例関係1,508件

(2) 不服申立ての処理状況

ア 行政不服審査法に基づくもの 32件

(うち、法令に基づく処分関係5件、条例に基づく処分関係27件)

・処理の区分別内訳

① 異議申立て 25件

(条例に基づく処分関係25件)

② 審査請求 7件

(うち、法令に基づく処分関係5件、条例に基づく処分関係2件)

・処理の区分別内訳：容認5件(16%)、棄却24件(75%)、
却下3件(9%)

[容認の例] 建築基準法関係2件、個人情報保護条例関係2件

イ 行政不服審査法に基づかないもの 1,040件

・処理の区分別内訳：容認253件(24%)、棄却751件(72%)、
却下36件(3%)

[容認の例] 市税条例関係253件

不服申立ての概況（平成6年度）

【表1 都道府県】

（単位：件）

区分	前年度 繰入件数	不服申 立て件 数	処 理 件 数	処 理 内 容				取 下 件 数	次 年 度 繰越件数		
				却 下	棄 却	容 認	その他				
総件数	390,901 [8,317]	4,125 [88]	2,526 (100) [54]	352 (14) [7]	1,721 (68) [37]	450 (18) [10]	3 (0) [0]	4,985 [106]	387,515 [8,245]		
都 道 府 県	行 政	異議申 立て	473	436 (100)	28 (10)	209 (77)	33 (12)	3 (1)	54	582	
		法令	434	286 (100)	16 (7)	197 (89)	5 (2)	3 (1)	38	461	
		条例	39	150 (100)	12 (23)	12 (23)	28 (54)	0 (0)	16	121	
道	不 服	審 査 請 求	390,324	3,672 (100)	318 (15)	1,409 (66)	417 (19)	0 (0)	4,929	386,923	
		法令	389,753	2,748 (100)	180 (10)	1,191 (67)	396 (22)	0 (0)	4,834	385,900	
		条例	571	924 (100)	138 (37)	218 (58)	21 (6)	0 (0)	95	1,023	
府	審 査	再審査 請求	0	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0	
		法令	0	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0	
		条例	0	0	0	0	0	0	0	0	
県	法	計	390,797 [8,315]	4,109 [87]	2,418 (100) [51]	346 (14) [7]	1,619 (67) [34]	450 (19) [10]	3 (0) [0]	4,983 [106]	387,505 [8,244]
		そ の 他	104 [2]	16 [0]	108 (100) [2]	6 (6) [0]	102 (94) [2]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	2 [0]	10 [0]

(注) 1 処理件数及び取下げ件数は、前年度からの繰入分も含めた処理及び取下げの件数であることから、不服申立て件数とは対応関係にはないため、不服申立て件数は、処分件数及び取下げ件数の合計とは一致しない。

なお、前年度繰入件数と不服申立て件数との合計が、処理件数と取下げ件数と次年度繰越件数との合計と一致する。

2 () 書きは、処理を100とした場合の指数である。

3 表中の [] 書きは、一団体当たりの平均値である。

(以上、表2、表3についても同様。)

不服申立ての概況 (平成6年度)

【表2 政令指定都市】

(単位: 件)

区分	前年度繰入件数	不服申立て件数	処理件数	取下				取下げ件数	次年度繰越件数	
				却下	棄却	容認	その他			
総件数	61,564 [5.130]	9,946 [829]	4,205 (100) [350]	454 (11) [38]	3,493 (83) [291]	258 (6) [22]	0 (0) [0]	2,357 [196]	64,948 [5.412]	
政令指定都市	行政不服審査	異議申立て	147	148 (100)	9 (8)	60 (51)	49 (42)	0 (0)	7	170
		法令	33	45 (100)	1 (3)	27 (71)	10 (26)	0 (0)	1	39
		条例	114	103 (100)	8 (10)	33 (41)	39 (49)	0 (0)	6	131
	不服審査	審査請求	60,992	295 (100)	86 (47)	94 (51)	4 (2)	0 (0)	332	60,771
		法令	60,929	94 (100)	77 (62)	27 (35)	2 (3)	0 (0)	307	60,639
		条例	63	201 (100)	38 (36)	67 (63)	2 (2)	0 (0)	25	132
	法	再審査請求	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0
	計	61,139 [5.095]	443 [37]	302 (100) [25]	95 (31) [8]	154 (51) [13]	53 (18) [4]	0 (0) [0]	339 [28]	60,941 [5.078]
	その他	425 [35]	9,503 [792]	3,903 (100) [325]	359 (9) [30]	3,339 (86) [278]	205 (5) [17]	0 (0) [0]	2,018 [168]	4,007 [334]

不服申立ての概況（平成6年度）

【表3 県庁所在市】

（単位：件）

区分	前年度 繰入件数	不服申 立て件 数	処 理 件 数					取 下 件 数	次 年 度 繰越件数		
				却 下	棄 却	容 認	その他				
県 庁 所 在 市	総件数	331 [9]	1,557 [43]	1,072 (100) [30]	39 (4) [1]	775 (72) [22]	258 (24) [7]	0 (0) [0]	302 [8]	494 [14]	
	行 政 不 服	異議申 立て	2	31	25 (100)	1 (4)	23 (92)	1 (4)	0 (0)	6	2
		法令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		条例	2	31	25 (100)	1 (4)	23 (92)	1 (4)	0 (0)	6	2
	審 査 法	審 査 請 求	308	17	7 (100)	2 (29)	1 (14)	4 (57)	0 (0)	2	316
		法令	308	13	5 (100)	2 (40)	1 (20)	2 (40)	0 (0)	2	314
		条例	0	4	2 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	0	2
		再審査 請求	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0
		計	310 [9]	48 [1]	32 (100) [1]	3 (9) [0]	24 (75) [1]	5 (16) [0]	0 (0) [0]	8 [0]	318 [9]
	そ の 他	1 [0]	1,509 [42]	1,040 (100) [29]	36 (3) [1]	751 (72) [21]	253 (24) [7]	0 (0) [0]	294 [8]	176 [5]	

行政手続法のポイント

I 許認可等の申請に対する処分 → 迅速・透明な処理の確保

- 1 審査開始義務～申請が到達したときは遅滞なく審査を開始する。
- 2 審査基準 ～申請が許認可等の要件に適合しているかを判断するための具体的基準を設定し、公にしておく。
- 3 標準処理期間～申請から処分までに要する標準的な期間を定めるよう努め、公にしておく。
- 4 理由提示 ～申請を拒否する場合には、同時にその理由も示す。

II 不利益処分（営業許可の取消、営業停止等） → 公正・透明な手続の確保

- 1 処分基準～とういう場合にどの程度の不利益処分を行うかについての基準を設定し、公にしておくよう努める。
- 2 不利益処分を行う前に、以下のいずれかの意見陳述の機会の付与
 - (1) 聴聞手続～許認可等の取消しや資格・地位を剥奪する不利益処分を行う場合には、口頭により主張、立証する機会を与える。
 - (2) 弁明手続～一定期間の営業停止など、(1) 以外の不利益処分を行う場合には弁明書を提出する機会を与える。
- 3 理由提示～不利益処分を行う場合には、同時にその理由も示す。

III 行政指導 → 明確性・透明性の確保

- 1 一般原則 ～・相手方の任意の協力が前提
 - ・従わないことを理由とした不利益な取扱い（別の場面で許認可を行う場合に意図的に差別扱いをするなど）の禁止
- 2 明確化原則～・行政指導の趣旨、内容、責任者の明確化
 - ・相手方の求めに応じて書面の交付

IV 届出 → 公正・透明な処理の確保

～ 形式的要件に適合する届出が到達したときは手続上の義務が完了する。

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 国の行政機関 －

平成13年4月

総務省行政管理局

第1 調査の目的、調査対象機関等

調査の目的 国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資する。

調査時点 ①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況－平成12年3月31日現在

②行政指導の書面の交付状況及び行政指導の指針の公表状況－平成9年度～11年度

調査対象機関 全省庁〔本省庁（28機関）及び地方支分部局の一部（41機関－愛知県又は広島県を管轄区域とするブロック機関及び府県単位機関）〕

（注） 地方公共団体か国の法令に基づき行っている処分については、別途調査結果をとりまとめ公表する予定。

第2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとされている（法第5条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数6,277種類の処分のうち、審査基準設定済みのものが5,498種類であり、9割弱（87.6パーセント）の処分について審査基準が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく稀であった、あらかじめ設定することか困難」、②「事案ごとの裁量が大きく、設定することか困難」の2つで全体の約8割を占めていた。

一方、前回調査時（平成9年3月31日）において審査基準が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時までに新たに審査基準を設定していた処分は60種類みられた。

また、前回調査時において審査基準を設定していた処分のうち、今回調査時までに当該審査基準の内容の明確化・具体化等の見直しを行っていたものは34種類みられた。

(2) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請かその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるように努めることとされている（法第6条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数6,277種類の処分のうち、標準処理期間済みのものが4,964種類であり、約8割（79.1パーセント）の処分について標準処理期間が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく稀であった、あらかじめ設定が困難」、②「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」の2つで全体の約8割を占めていた。

今回標準処理期間を設定していない処分について、その申請案件の処分実績（平成11年度）の内訳をみると、処分実績のないものか約8割となっていた。

一方、前回調査時において標準処理期間が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに設定していた処分は113種類みられた。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めるように努めることとされている（法第12条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数4,659種類の処分のうち、処分基準設定済みのものか3,411種類であり、7割強（73.2パーセント）の処分について処分基準が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「事案ごとの裁量部分が大きく、設定することが困難」、②「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」の2つに大別される状況にあった。

(2) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合、当事者の権利保護を図る観点から、行政手続法においては、処分の内容の特殊性から聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないとされるケースを除き、聴聞又は弁明の手続を執ることとされている（法第13条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局の平成11年度における聴聞又は弁明の実施状況をみると、行政手続法の規定に則り、聴聞手続が291件、弁明手続が10,550件実施されていた。

一方、このうち当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま手続が終結されたものの割合は、聴聞で45.4パーセント、弁明で96.1パーセントを占めていた。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならないこととされている（法第35条）。

平成9年度から11年度の3年間におけるこれらの書面交付の実績について調査した結果、4省庁で4件の書面交付が行われていた。（事例については本文参照）

(2) 複数の者に対して行う行政指導の指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ共通してその内容となるべき事項を定め、公表しなければならないこととされている（法第36条）。

平成9年度から11年度までの3年間におけるこれらの公表状況について調査した結果、6省庁において21件の行政指導の指針が公表されていた。（事例については本文参照）

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 地方公共団体 －

平成13年12月11日
総務省

第1 調査の目的、調査対象機関等

調査の目的 国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資する。

調査時点 ①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況－平成12年3月31日現在

②聴聞・弁明手続の実施状況－平成11年度

調査対象機関 ①全都道府県（47団体）

②各都道府県の政令指定都市及び県庁所在市以外の市で人口の最も多い市並びにそれ以外の中核市（49団体）

（注） 国の行政機関についての調査結果は、本年4月に公表済み。

第2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとされている（法第5条）。

審査基準の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、次のとおりである。

区 分	都 道 府 県		調 査 対 象 市		(参) 国の行政機関	
	該当処分 種類数	審査基準 設定済み	該当処分 種類数	審査基準 設定済み	該当処分 種類数	審査基準 設定済み
平成13年3 月31日現在	1,453	1,185 (81.6%)	251	175 (69.8%)	6,277	5,498 (87.6%)

未設定の理由の主なもの⇒①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」、②「事案ことの裁量が大きく、設定することか困難」。

前回調査時（平成9年3月31日）において審査基準が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに審査基準を設定していた処分⇒18種類（1都道府県当たりの平均値）。

(2) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請かその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるように努めることとされている（法第6条）。

標準処理期間の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、次のとおりである。

区分	都道府県		調査対象市		(参) 国の行政機関	
	該当処分種類数	標準処理期間設定済み	該当処分種類数	標準処理期間設定済み	該当処分種類数	標準処理期間設定済み
平成13年3月31日現在	1,453	985 (67.8%)	251	114 (45.4%)	6,277	4,964 (79.1%)

未設定の理由の主なもの⇒①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」、②「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」。

今回標準処理期間を設定していない処分について、その申請案件の処分実績（平成11年度）の内訳⇒処分実績のないものが約9割。

前回調査時において標準処理期間が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに設定していた処分⇒31種類（1都道府県当たりの平均値）。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めるように努めることとされている（法第12条）。

処分基準の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果、次のとおりである。

区分	都道府県		調査対象市		(参) 国の行政機関	
	該当処分種類数	処分基準設定済み	該当処分種類数	処分基準設定済み	該当処分種類数	処分基準設定済み
平成13年3月31日現在	1,237	911 (73.6%)	297	173 (58.4%)	4,659	3,411 (73.2%)

未設定の理由の主なもの⇒①「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」、②「事案ごとの裁量部分が大きく、設定することが困難」。

前回調査時（平成9年3月31日）において処分基準が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに処分基準を設定していた処分⇒23種類（1都道府県当たりの平均値）。

(2) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

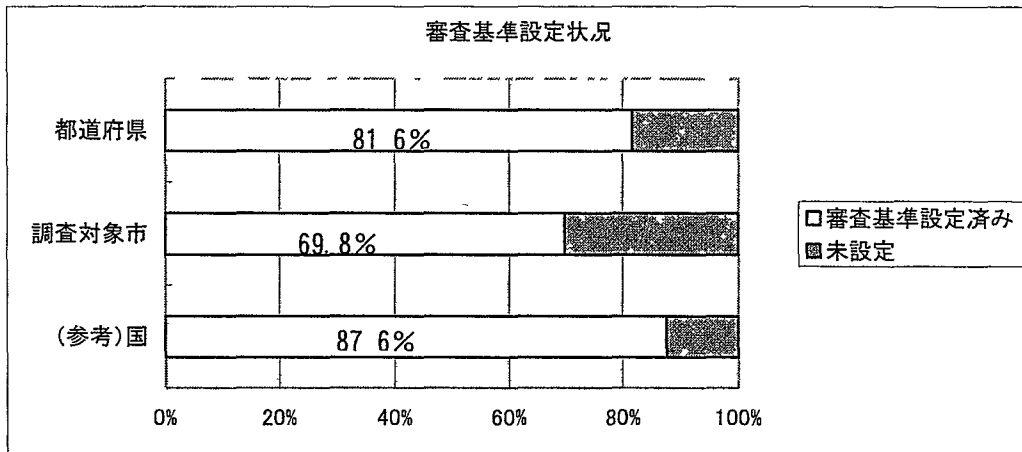
行政庁が不利益処分をしようとする場合、当事者の権利保護を図る観点から、行政手続法においては、処分の内容の特殊性から聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないとされるケースを除き、聴聞又は弁明の手続を執ることとされている（法第13条）。

平成11年度における聴聞又は弁明の実施状況をみると、行政手続法の規定に則り、次のとおり実施されていた。

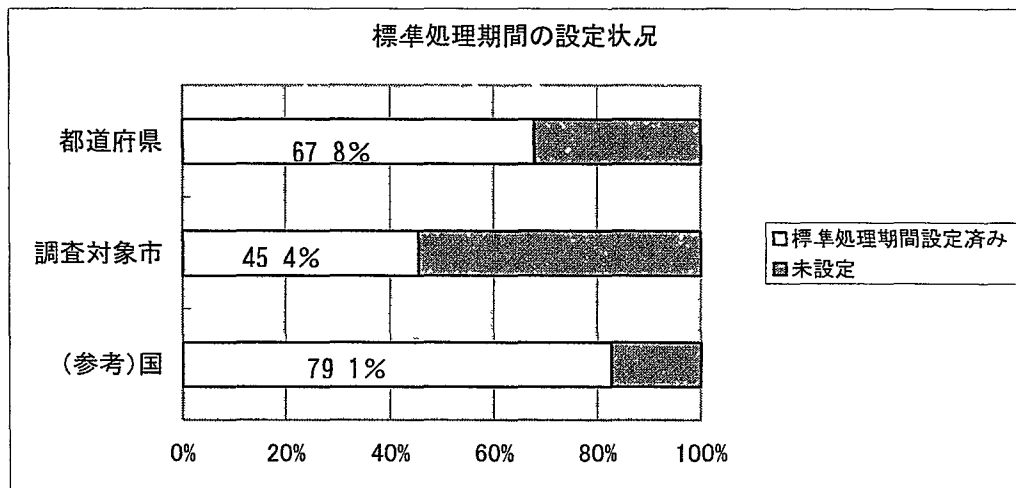
区 分		不利益処分の名あて人に対する手続 の実施通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出 により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終 結の割合 (%) (b/a)
聴聞 相当 処分	都道府県	24,477	6,293	25.7
	調査対象市	1,412	12	0.8
	(参考) 国の行政機関	291	132	45.4
弁明 相当 処分	都道府県	111,395	72,857	65.4
	調査対象市	8,659	6,443	74.4
	(参考) 国の行政機関	10,550	10,143	96.1

行政手続法の施行状況に関する調査結果 一地方公共団体分一（主なもの）
（平成12年3月31日現在）

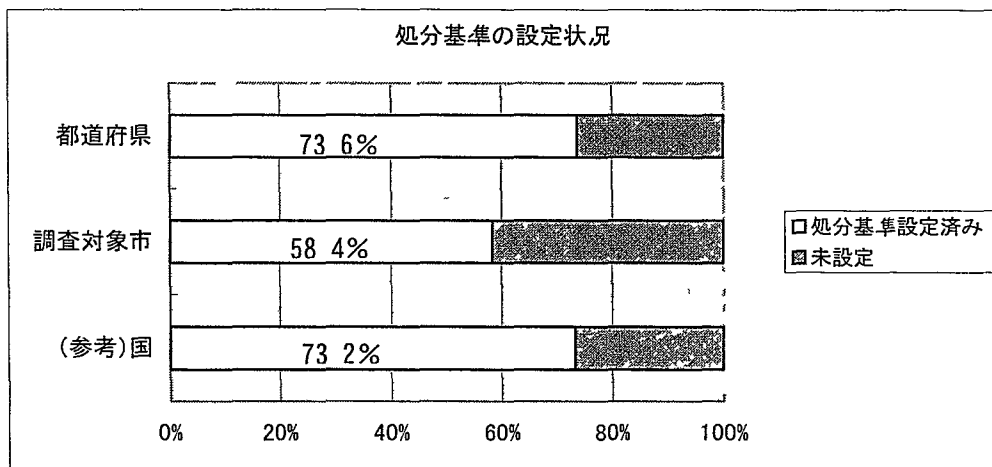
1 申請に対する処分の審査基準の設定状況



2 申請に対する処分の標準処理期間の設定状況



3 不利益処分の処分基準設定状況



行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号) の骨子

〔平成 11 年 5 月 7 日成立、同月 14 日公布〕
〔平成 13 年 4 月 1 日施行〕

1 目的 (第 1 条)

国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること。

2 対象機関 (第 2 条第 1 項)

法律に基づき内閣に置かれる機関 (内閣官房、内閣府等)、内閣の所轄の下に置かれる機関 (人事院)、国の行政機関として置かれる機関 (省、委員会及び庁) 及び会計検査院。

3 行政文書の範囲 (第 2 条第 2 項)

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの。

4 行政文書の開示

(1) 開示請求権者 (第 3 条)

何人も、行政文書の開示を請求できる。

(2) 開示される行政文書の範囲 (第 5 条)

行政文書に次に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示。

(不開示情報の範囲)

- ① 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員の職に関する情報等は除く。
- ② 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等
- ③ 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ④ 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- ⑤ 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
- ⑥ 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 公益上の理由による裁量的開示（第7条）

不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる。

(4) 行政文書の存否に関する情報（第8条）

行政文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

(5) 開示請求の処理手続

- ① 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う（30日以内の延長可）。（第10条）
- ② 行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与できる。公益上の理由で開示するとき等は、その機会を与えなければならない。（第13条）
- ③ 文書等は閲覧又は写しの交付、電磁的記録は、政令で定める方法により、開示する。（第14条）
- ④ 開示請求及び開示の実施に係る手数料は、実費の範囲内で政令で定める。手数料の額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮する。（第16条）

5 不服申立て等

(1) 情報公開審査会の設置（第21条）

開示決定等についての不服申立てに関し、行政機関の長の諮問に応じ調査審議するため、内閣府に情報公開審査会を設置する。

(2) 審査会の組織（第22条、第23条第1項）

審査会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員9人で組織する。

(3) 審査会の調査権限（第27条～第30条）

諮問庁に対し、①不服申立てに係る行政文書の提示、②不服申立てに係る行政文書に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類・整理した資料の作成・提出、等を要求できる。

審査会は、その指名する委員に不服申立人等の意見の陳述を聴かせること等ができる。

(4) 訴訟の管轄の特例等（第 36 条）

情報公開訴訟は、原告の住所地等を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁判所にも提起することができる。

6 その他

(1) 行政文書の管理（第 37 条）

行政文書を適正に管理するため、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供する。

政令において、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定める。

(2) 総合的な案内所の整備（第 38 条）

この法律の円滑な運用に資するため総合的な案内所を整備。

(3) 情報の提供に関する施策の充実（第 40 条）

行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(4) 地方公共団体の情報公開（第 41 条）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(5) 独立行政法人及び特殊法人の情報公開（第 42 条、附則第 2 項）

政府は、独立行政法人及び特殊法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。このうち、法制上の措置については、この法律の公布後 2 年を目途として講ずる。

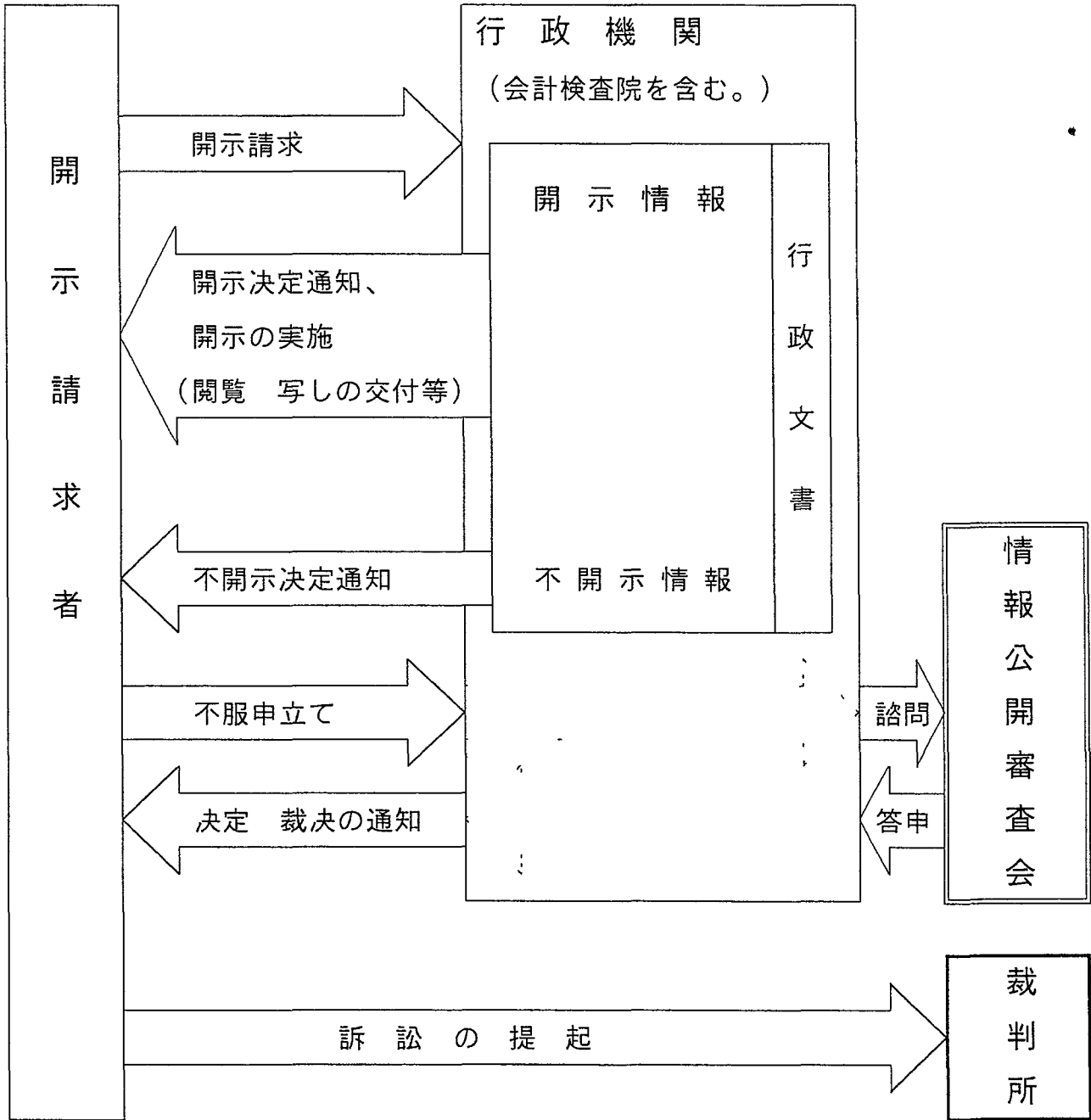
(6) 施行期日（附則第 1 項）

公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(7) 見直し（附則第 3 項）

政府は、この法律の施行後 4 年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の土地管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

情報公開制度の仕組み



※ 開示請求をする際と開示の実施を受ける際に、手数料を納付。

平成 14 年 4 月 11 日

総 務 省

情報公開法の施行後 1 年間の状況

(平成 13 年度の情報公開法施行状況の調査結果 <速報>)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）が平成 13 年 4 月 1 日に施行されてから 1 年が経過しました。

このため、総務省では、情報公開法第 39 条に基づく平成 13 年度の「情報公開法施行状況調査」を実施しております。

この度、速報事項として調査した開示請求件数等を、別添のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、速報事項以外の事項については、現在、調査中であり、その結果を取りまとめ次第、公表する予定です。

情報公開法施行後1年間の状況（速報）

1 開示請求

開示請求受付件数	48,650 件
----------	----------

2 開示決定等

<開示決定等件数>

	件数	%
開示決定等件数	45,071 件	—
うち、開示決定又は部分開示決定	39,995 件	88.7%
うち、不開示決定	5,076 件	11.3%

<延長手続>

	件数	%
期間内（30日以内）に処理されたもの	37,367 件	82.9%
期間延長がなされたもの	7,704 件	17.1%

3 不服申立て等

	件数
不服申立て件数	1,342 件
訴訟件数	14 件

4 情報公開審査会における諮問受付及び答申状況

	件数
諮問件数	384 件
答申件数	178 件

(注) 1 速報値なので、取りまとめに当たり変更がありうる。

2 「開示請求受付件数」と「開示決定等件数」とは、受付後に取下げられたために開示決定等件数に計上されていないものや開示請求受付件数は1件であっても分割して開示決定等が行われ開示決定等件数が複数件になっているもの等があり、その差が未処理件数とはならない。

1 開庁請求の状況

行政機関名	計	開庁請求受付件数	
		本省庁受	その他受
内閣官房	208	208	0
内閣法制局	99	99	0
安全保障会議	0	0	0
中央省庁等改革推進本部(注3)	4	4	0
司法制度改革審議会(注3)	0	0	0
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	0	0	0
特殊法人等改革推進本部(注4)	0	0	0
司法制度改革推進本部(注4)	6	6	0
人事院	62	62	0
内閣府	352	224	128
宮内庁	221	221	0
国家公安委員会	16	16	0
警察庁	403	364	39
防衛庁	1164	998	166
防衛施設庁	1280	140	1140
金融庁	2217	2217	0
総務省	1097	963	134
公正取引委員会	105	104	1
公害等調整委員会	6	6	0
郵政事業庁	2182	159	2023
消防庁	9	9	0
法務省	1611	411	1200
司法試験管理委員会	20	20	0
公安審査委員会	9	9	0
公安調査庁	92	40	52
検察庁(注5)	971	279	692
外務省	2233	2233	0
財務省	838	217	621
国税庁	19296	376	18920
文部科学省	1810	1796	14
文化庁	106	106	0
国立大学等(注6)	911	0	911
厚生労働省	3845	2905	940
中央労働委員会	2	2	0
社会保険庁	260	18	242
農林水産省	343	185	158
食糧庁	25	16	9
林野庁	133	20	113
水産庁	30	30	0
経済産業省	473	295	178
資源エネルギー庁	145	144	1
特許庁	249	249	0
中小企業庁	16	16	0
国土交通省	5129	1021	4108
船員労働委員会	1	1	0
気象庁	45	33	12
海上保安庁	39	24	15
海難審判庁	83	83	0
環境省	289	289	0
会計検査院	215	215	0
合計	48650	16833	31817

(注)

- 「開庁請求受付件数」は、各省庁の開庁請求窓口で受け付けられたもの(郵送を含む)と、途中で取り下げられたものを除き、他の行政機関から移送されたものは含んでいない。
- 「本省庁受」は本省庁の窓口で受け付けられたもの、「その他受」は地方支庁、部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいふ。(郵送を含む)
- 中央省庁等改革推進本部は平成13年6月22日まで、司法制度改革審議会は同年7月26日までの設置。
- 特殊法人等改革推進本部は平成13年6月22日、司法制度改革推進本部は同年12月1日設置。
- 検察庁は、最高検察庁、各高等検察庁(8)、各地方検察庁(50)及び各区検察庁(438)の合計であり、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方検察庁で受け付けられたものを「本省庁受」とし、その他で受け付けられたものを「その他受」としている。
- 国立大学等は、各国立大学(101)、各大学共同利用機関(15)、大学評価・学位授与機構及び国立学術・財務センターの合計である。

2 開示決定等の状況

行政機関名	+	開示決定等件数					
		決定内容			延長手続		
		開示決定	部分開示決定	不開示決定	延長なし	30日延長	特別規定適用
内閣官房	198	48	46	104	124	74	0
内閣法制局	77	72	3	2	66	11	0
安全保障会議	0	0	0	0	0	0	0
中央省庁等改革推進本部	4	1	1	2	4	0	0
司法制度改革審議会	0	0	0	0	0	0	0
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
司法制度改革推進本部	1	0	1	0	1	0	0
人事院	60	48	8	4	59	1	0
内閣府	320	197	68	55	268	40	12
宮内庁	885	191	607	87	660	224	1
国家公安委員会	16	2	13	1	12	4	0
警察庁	428	126	234	68	363	65	0
防衛庁	1 003	353	480	170	655	287	61
防衛施設庁	1 204	1 059	105	40	1 167	37	0
金融庁	2 195	197	1 571	427	707	204	1 284
総務省	897	465	281	151	690	48	159
公正取引委員会	103	25	42	36	103	0	0
公害等調整委員会	6	1	4	1	6	0	0
郵政事業庁	960	344	489	127	572	134	254
消防庁	9	1	8	0	9	0	0
法務省	1 341	341	748	252	809	532	0
司法試験管理委員会	20	3	1	16	20	0	0
公安審査委員会	16	4	2	10	7	4	5
公安調査庁	122	7	71	44	28	31	63
検察庁	1 316	39	689	588	1 108	176	32
外務省	2 000	254	879	867	521	1 122	357
財務省	570	129	284	157	421	87	62
国税庁	18 888	16 283	2 141	464	18 197	602	89
文部科学省	1 381	208	1 119	54	864	516	1
文化庁	75	34	25	16	72	3	0
国立大学等	788	187	491	110	629	140	19
厚生労働省	3 300	483	2 276	541	2 833	457	10
中央労働委員会	2	2	0	0	1	1	0
社会保険庁	258	103	138	17	249	9	0
農林水産省	321	129	115	77	286	33	2
食糧庁	21	8	12	1	15	5	1
林野庁	132	67	46	19	127	3	2
水産庁	28	14	11	3	25	2	1
経済産業省	402	80	266	56	330	67	5
資源エネルギー庁	147	69	72	6	115	32	0
特許庁	227	52	148	27	147	80	0
中小企業庁	18	5	13	0	16	2	0
国土交通省	4 769	3 309	1 080	380	4 599	170	0
船員労働委員会	1	1	0	0	1	0	0
気象庁	44	14	21	9	44	0	0
海上保安庁	40	6	25	9	32	8	0
海難審判庁	83	73	7	3	83	0	0
環境省	251	89	111	51	204	32	15
会計検査院	144	7	113	24	118	26	0
合計	45 071	25 130	14 865	5 076	37 367	5 269	2 435

(注)

1 「開示決定等件数」は 開示決定等の決定通知の件数でカウントしている このため 1件として受け付けたものであっても 決定の段階で複数に分割して決定している場合は 複数件として計上している

2 他の行政機関から移送された事案に係る開示決定等を含む

3 不服申立ての状況等

行政機関名	不服申立て件数	訴訟件数
内閣官房	33	0
内閣法制局	1	0
安全保障会議	0	0
中央省庁等改革推進本部	0	0
司法制度改革審議会	0	0
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0
司法制度改革推進本部	0	0
人事院	1	0
内閣府	6	0
宮内庁	14	0
国家公安委員会	1	0
警察庁	16	0
防衛庁	36	0
防衛施設庁	7	0
金融庁	203	0
総務省	17	0
公正取引委員会	41	0
公害等調整委員会	0	0
郵政事業庁	11	0
消防庁	0	0
法務省	64	2
司法試験管理委員会	10	0
公安審査委員会	7	0
公安調査庁	15	1
検察庁	45	2
外務省	203	3
財務省	14	0
国税庁	109	1
文部科学省	59	0
文化庁	2	0
国立大学等	40	0
厚生労働省	210	1
中央労働委員会	0	0
社会保険庁	6	0
農林水産省	25	1
食糧庁	2	0
林野庁	16	0
水産庁	1	0
経済産業省	22	1
資源エネルギー庁	2	0
特許庁	4	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	53	2
船員労働委員会	0	0
気象庁	2	0
海上保安庁	8	0
海難審判庁	1	0
環境省	25	0
会計検査院	10	0
合計	1,342	14

(注)

- 「不服申立て件数」は、開示決定等についてなされた行政不服審査法に基づく行政機関の長に対する不服申立ての件数である。
- 「訴訟件数」は、情報公開法の施行に関連して行政事件訴訟法に基づき提訴された訴訟の件数で、行政機関に訴状又は口頭弁論期日呼出状が送達されたものである。

4 情報公開審査会における諮問・答申等状況

行政機関名	情報公開審査会における諮問・答申等件数		
	諮問受付件数	答申件数	取下件数
内閣官房	3	1	0
内閣法制局	1	1	0
安全保障会議	0	0	0
中央省庁等改革推進本部	0	0	0
司法制度改革審議会	0	0	0
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0
司法制度改革推進本部	0	0	0
人事院	1	0	0
内閣府	6	4	0
宮内庁	13	11	0
国家公安委員会	1	0	0
警察庁	4	2	0
防衛庁	11	6	0
防衛施設庁	3	2	0
金融庁	29	0	0
総務省	13	11	1
公正取引委員会	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0
郵政事業庁	6	3	0
消防庁	0	0	0
法務省	51	33	0
司法試験管理委員会	1	0	0
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	1	1	0
検察庁	26	5	1
外務省	23	18	0
財務省	4	2	0
国税庁	1	1	0
文部科学省	5	4	0
文化庁	1	1	0
国立大学等	16	10	0
厚生労働省	86	39	1
中央労働委員会	0	0	0
社会保険庁	0	0	0
農林水産省	22	4	0
食糧庁	2	0	0
林野庁	10	0	0
水産庁	1	0	0
経済産業省	8	5	0
資源エネルギー庁	1	0	0
特許庁	1	1	0
中小企業庁	0	0	0
国土交通省	14	9	0
船員労働委員会	0	0	0
気象庁	1	0	0
海上保安庁	4	1	1
海難審判庁	1	0	0
環境省	3	2	0
会計検査院	10	1	0
合計	384	178	4

(注)

「情報公開審査会における諮問・答申等件数」は、内閣府情報公開審査会(会計検査院にあっては会計検査院情報公開審査会)における諮問の受付件数、答申件数及び取下件数である。

5 不服申立ての受付・処理状況

行政機関名	計	不服申立て件数		
		諮問不要で 処理済	審査会へ 諮問したもの	検討中
内閣官房	33	0	3	30
内閣法制局	1	0	1	0
安全保障会議	0	0	0	0
中央省庁等改革推進本部	0	0	0	0
司法制度改革審議会	0	0	0	0
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0
司法制度改革推進本部	0	0	0	0
人事院	1	0	1	0
内閣府	6	0	6	0
宮内庁	14	0	13	1
国家公安委員会	1	0	1	0
警察庁	16	1	5	10
防衛庁	36	0	11	25
防衛施設庁	7	2	3	2
金融庁	203	1	114	88
総務省	17	1	13	3
公正取引委員会	41	1	0	40
公害等調整委員会	0	0	0	0
郵政事業庁	11	1	6	4
消防庁	0	0	0	0
法務省	64	2	55	7
司法試験管理委員会	10	5	5	0
公安審査委員会	7	0	0	7
公安調査庁	15	0	1	14
検察庁	45	1	25	19
外務省	203	3	23	177
財務省	14	0	4	10
国税庁	109	0	1	108
文部科学省	59	8	10	41
文化庁	2	1	1	0
国立大学等	40	7	22	11
厚生労働省	210	14	164	32
中央労働委員会	0	0	0	0
社会保険庁	6	0	0	6
農林水産省	25	0	22	3
食糧庁	2	0	2	0
林野庁	16	0	10	6
水産庁	1	0	1	0
経済産業省	22	2	8	12
資源エネルギー庁	2	0	1	1
特許庁	4	0	1	3
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	53	3	14	36
船員労働委員会	0	0	0	0
気象庁	2	0	2	0
海上保安庁	8	0	4	4
海難審判庁	1	0	1	0
環境省	25	1	7	17
会計検査院	10	0	10	0
合計	1,342	54	571	717

(注)

- 1 「不服申立て件数」は、開示決定等についてなされた行政不服審査法に基づく行政機関の長に対する不服申立ての件数である。
- 2 「諮問不要で処理済」は、情報公開法第18条第1号又は第2号により情報公開審査会(会計検査院にあっては、会計検査院情報公開審査会)への諮問を要しないもので処理済のもの又は諮問前に取下げのあったものの件数である。
- 3 「審査会へ諮問したもの」は、不服申立てがあったもののうち、情報公開審査会に諮問したものの件数である。
なお、各省庁で同種の不服申立て事案をまとめて情報公開審査会に諮問しているもの等がある。
- 4 「検討中」は、不服申立てがあったもののうち、情報公開審査会へ諮問する必要があるかどうかの検討を含め、処理の検討を行っているものの件数である。

「情報公開法制の確立に関する意見」

(平成 8 年 12 月 16 日 行政改革委員会) (抄)

II 情報公開法要綱案の考え方

3 開示請求権及び開示義務(第3、第5)

(1) 開示請求権者

情報公開法の目的(第1)との関連では、開示請求権を行使する主体は国民が中心となる。しかし、これを国民に限定して外国人を排除する積極的な意義が乏しく、他方、我が国が広く世界に情報の窓を開くことに政策的意義を認めることができる。

このような考え方から、本要綱案では、開示請求権者を国民に限定せず、「何人も」とし、国内、国外を問わず、広く国民以外の者も含むこととした(第3)。

(2) 開示・不開示の枠組み

開示請求権制度は、何人に対しても、開示を請求する理由や利用の目的を問わず、行政文書の開示を請求することができる権利を定める制度である。このように、行政機関の保有する情報を広く公開することの公益性は、1(1)に述べたところであるが、他方、行政機関の保有する情報の中には、開示することにより、私的な権利利益を害し、又は公共の利益を損なうおそれを生ずるものがある。すなわち、個人又は法人等の正当な利益、国の安全や公共の安全、行政事務の適正な遂行等の利益は、開示することにより損なわれてはならないものである。このような開示することの利益と開示されないことの利益は、共に国民の利益であり、それぞれが適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。そこで、開示請求権制度においては、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報とし、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書は請求に応じて開示されるものとすべきである。

このような考え方から、本要綱案では、行政機関の長は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負う(第5第1項)との原則開示の基本的枠組みを定めることとした。

このように、不開示情報は、開示されないことの利益を保護しようとするものであるから、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示請求に対して開示してはならないこととなる。しかしながら、一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得る。そこで、本要綱案では、このような場合における行政機関の長の裁量的判断による開示の規定を更に設けることとした(第7、後述4(8))。

6 不服申立て(第17～第22)

(1) 不服審査会の設置

ア 不服審査会に対する諮問

開示等決定（第10第1項）に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることかてきる。すなわち、開示請求者はすべての請求拒否（部分開示の場合も含む。）の決定について、また、行政文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者は開示の決定について、それぞれ不服申立てをすることかてきる。なお、処分の執行停止についても、行政不服審査法の定めるところによることとなる。

通常の行政不服審査であれば、原処分の処分庁か直近上級行政庁か不服申立てを審査して判断することとなる。しかし、行政文書の開示請求に対する決定の不服審査にあつては、行政機関が保有する情報を開示するかどうかの判断を当事者である行政機関の自己評価のみに任せるのではなく、諮問機関としての不服審査会の意見、すなわち第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的に合理的な解決が期待できると言える。

このような考え方から、本要綱案では、行政上の救済については、諮問機関としての不服審査会を設置し、行政不服審査法に基づく不服申立てに対する行政庁の裁決又は決定は、不服審査会に諮問して行うこととした（第17、第18）。ただし、不服申立期間を徒過しているときなど当該不服申立てが不適法であり却下するとき、及び請求拒否の決定を取り消して開示の決定をするとき（第三者に関する情報が記録されているときを除く。）は、諮問の必要性が明らかに認められないので、諮問は不要とした（第17）。

このように、本要綱案は、行政不服審査法の定める手続に、不服審査会に対する諮問、不服審査会による調査審議及び答申の手続を付加することとした。行政不服審査法に基づく不服申立てがあつた場合、当該不服申立てを審査すべき行政庁は、行政不服審査法の定めるところにより、速やかに必要な調査を行い、諮問すべき場合であるか否かを判断し、諮問すべき場合であれば、遅滞なく諮問の手続を取るべきである。

イ 不服審査会の性格

不服審査会の性格については、裁決機関とするとの考え方もあり得るところである。しかし、裁決機関とすると、一般に手続が厳格になり、簡易迅速な救済の実現が困難となるおそれがあり、また、当該機関がすべての行政分野にわたる不服申立てについて最終的な行政上の責任を負う判断を行うことは實際上極めて困難である反面、当該行政機関に最終的な判断権限を残しつつ、不服審査会が第三者的立場から意見を述べることにより積極的な意義が認められることなどから（前述6(1)ア）、諮問機関とすることとした。

諮問をした行政庁（諮問庁）は不服審査会の答申を待つて最終的な判断をするか、その際、答申を尊重すべきことは当然である。また、答申は公表するものとした（第21第7項）。

ウ 不服審査会の設置

不服審査会制度は情報公開法に基づく開示請求権制度の要（かなめ）であり、迅速性を確保しつつ統一性のとれた運用を確保するためには、全国に一つ置かれる権威の高い機関とすることか適当である。そこで、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員で構成される合議制の機関としての不服審査会を、総理府に置くこととした（第18、第19）。

上記のような考え方から、不服審査会を地方に置く方式は採らなかったが、地方に在住する不服申立人の便宜については、不服申立書等を郵便で送付することが可能であることを前提とすると、口頭意見陳述の機会の確保が問題となる。この点については、本要綱案では、不服審査会は、事件の審議にあたる委員のうちの一部の者に意見の陳述を聴かせ、又は必要な調査をさせることができる旨規定されているところであり（第21第6項）、一部の委員が地方に赴く等、地方における案件の実情に即してこの規定を運用することにより、適切な対応が可能であると考えられる。

(2) 不服審査会における事件の取扱い等

ア 不服審査会の調査権限

不服審査会の審理は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に、非公開で行うこととした（第20、第21）。

不服審査会は、諮問庁から独立した第三者的な立場で、適切な判断をすることができるようにする必要がある。そこで、本要綱案では、不服審査会は、必要と認めるときは、開示請求に係る行政文書を事件の審議にあたる委員をして直接に見分させること（第20第1項、後述6(2)イ）、不服審査会の指定する方式により行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを分類・整理する方法により諮問に関する説明を求めること（同第2項、後述6(2)ウ）、その他、不服申立人、参加人（行政不服審査法第24条）、諮問庁（以下、これら三者を「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め又は鑑定をさせるなど必要な調査をすることができることとした（第20第3項）。

なお、不服審査会は、開示等決定につき、その適法性のみならず当・不当についても判断することができるが、行政機関の長の政策的又は専門的・技術的判断をどの程度尊重して判断するかは、当該情報の性格によることとなる。

イ 開示請求に係る行政文書の提出及び見分

不服審査会の委員が当該行政文書を実際に見分することは、不開示とする理由となる情報が当該行政文書に現実に記載されているか、不開示等の判断が適法妥当か、部分開示の範囲が適切かなどについて、迅速にして適切な判断を可能とするため有効である。また、訴訟では裁判官が当該行政文書を直接に見分できないこと（後述8(2)イ）との関係においても、重要性が認められる。そこで、不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求めることができ、諮問庁は、提出の要求があったときは、これを拒むことはできないこととした（第20第1項）。

「必要と認めるとき」とは、当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、不服審査会が当該行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該行政文書を不服審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められることを意味する。

通常の場合は、不服審査会は、事件の審議に当たり、当該行政文書を直接に見分した上で判断することとなる。しかし、当該行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、

情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、不服審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該行政文書を提出することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求（後述6(2)ウ）その他の方法による調査を十分行った上で、当該行政文書の提出を求める必要性について判断すべきものである。

ウ 諮問に関する理由の説明

不服審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断するために、請求拒否の決定があった行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを一定の方式で分類・整理した書類を諮問庁に作成させ、諮問に係る処分意見の説明を聴くことが有効かつ適切である。また、このような説明書類があると、不服申立人か、請求拒否処分の違法性・不当性を的確に指摘しやすくなるとともに、後に訴訟になった場合には、迅速かつ適正な訴訟手続の実現にも資すると考えられる。

この説明書類の作成を求める必要性、これを求める時期、特に当該行政文書を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。また、行政文書又はその部分と不開示とする理由との関係の分類・整理の方式は、個々の事案に即した最も適切な方式を不服審査会が指定することとするのが合理的である。

そこで、本要綱案では、不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、請求拒否の決定があった行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを不服審査会の指定する方式により分類・整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることとすることとした（第20第2項）。

エ 不服審査会における事件の取扱い等

不服審査会に適正な判断を行うための資料が十分に集まるようにするとともに、不服申立人等に必要な弁明・反論の機会を与えるようにするため、不服申立人等は、不服審査会に対し、口頭による意見の陳述を求め、意見書又は資料を提出することができることとした（第21第1、2項）。また、不服申立人等は、不服審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求め、正当な理由があるときでなければ、不服審査会はその閲覧を拒むことができないこととした（同第3項）。これらの手続については、不服審査会の調査審議の円滑を確保するため、請求及び提出の期限、実施の方式等に関する手続規定が必要であるので、その細目は政令で定めることとした。

なお、口頭による意見の陳述については、不服申立人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該不服申立人等から意見を聴く必要が認められない場合があり得るので、当該事件の迅速な解決と不服審査会全体の調査審議の効率性の確保のため、不服審査会は、必要がないと認めるときは、これを聴かずに答申をすることができることとした（同第1項ただし書）。

8 その他の検討事項

(2) 司法救済上の諸問題

ア 訴訟の土地管轄

開示等決定（第10第1項）の取消しを求める訴訟については、地方在住者のために、行政事件訴訟法第12条に定める管轄裁判所のほか、原告の居住地の裁判所、開示請求に係る行政文書の所在地等当該行政文書に一定の関連性を有する土地の裁判所等に管轄を認める特例を設けるべきであるとの意見・要望がある。

情報公開訴訟における特別な管轄の必要性を検討するに際しては、地方在住者の訴訟遂行上の負担の実情に配慮するとともに、訴訟制度全般との関連に留意する必要があるが、行政訴訟一般との比較における情報公開訴訟の特色と意義、訴訟遂行上の費用等の公平な負担の在り方などについては、様々な考え方があり得るところである。また、本要綱案によっても、地方支分部局に対する処分権限の委任や地方支分部局による事案の処理等の状況によっては、地方において訴訟を提起できる場合が広がることとなろう。

本要綱案では、土地管轄の問題については取り上げなかったが、この問題については、上記のような意見・要望が少なくないことを踏まえ、今後、情報公開法の運用の実情等を勘案し、行政訴訟一般の問題との関連にも留意しつつ、専門的な観点から総合的に検討されることを望むものである。

イ インカメラ審理その他の訴訟手続の特則について

情報公開訴訟手続において、インカメラ審理、すなわち、相手方当事者にもその内容を知らせない非公開審理の手続を設けることについては、適正・迅速な訴訟の実現のため、その有効性や必要性が指摘されている。裁判官が問題となっている行政文書を実際に見分しないで審理しても、訴訟当事者の納得を得難いのではないかと考えられるほか、機微な情報が問題となっている場合には、その具体的な内容に立ち入らずに、公開の法廷において、処分の適法性を十分に主張・立証することの困難も予想されるところである。

しかしながら、この種の非公開審理手続については、裁判の公開の原則（憲法第82条）との関係をめぐって様々な考え方が存する上、相手方当事者に吟味・弾劾の機会を与えない証拠により裁判をする手続を認めることは、行政（民事）訴訟制度の基本にかかわるところでもある。また、情報公開条例に基づく処分の取消訴訟や公務員法等の守秘義務違反事件の訴訟では、この種の非公開審理手続なしに、立証上種々の工夫をすることなどが現に行われており、情報公開法の下では、不服審査会における調査の過程で得られた資料が訴訟上活用されることも期待されるところである。

そこで、本要綱案では、インカメラ審理の問題について取り上げなかったが、今後、上記の法律問題を念頭に置きつつ、かつ、情報公開法施行後の関係訴訟の実情等に照らし、専門的な観点からの検討が望まれる。

その他、同一又は密接に関連する行政文書に係る訴訟が各地の裁判所に係属した場合における訴訟遅延の回避や混乱の防止のための措置等、訴訟手続上の措置の要否について、法施行後の情報公開訴訟の実情を踏まえ、その導入の要否が適時に検討されることか望まれる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)(抄)

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んてはならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起することができる。

- 2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

検討過程における論点

1. 開示請求に関する訴訟を主観訴訟とするか客観訴訟とするか
2. 情報公開審査会を裁決機関型にするか諮問機関型にするか
3. 不服審査前置とするかどうか
4. 裁判所におけるインカメラ審理、ヴォーン・インデックスの可否について
5. 訴訟の土地管轄についても検討すべき

要綱案の考え方

抗告訴訟を前提として制度設計

諮問機関型

不服審査前置としない

不服審査会ではインカメラ審理、ヴォーン・インデックスを行う。

インカメラ審理を情報公開訴訟手続きに設けることについては、今後の訴訟等の実情等に照らし専門的に検討

今後、専門的観点から総合的に検討

(注)議員修正により、高裁所在地の地方裁判所も管轄